

居宅介護支援 重要事項説明書

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会医療法人 アンリー・デュナン会
事業者の所在地	深川市あけぼの町1番1号
法人種別	社会医療法人
代表者名	理事長 永倉 隆太郎
電話番号	0164-23-3511
指定年月日	昭和54年4月12日

2. ご利用事業所

事業所の名称	居宅介護支援事業所 安寿ケアセンター
事業所の所在地	深川市4条12番6号 いちご館 2階
管理者の氏名	管理者 金井 誠
電話番号	0164-26-2221
ファクシミリ番号	0164-26-2229
指定事業所番号	0177400256

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会医療法人アンリー・デュナン会が開設する居宅介護支援事業所 安寿ケアセンター(以下、安寿ケアセンターという)が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
施設運営の方針	事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保険医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される保険医療・福祉サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとします。

4. 居宅サービス計画立案の援助

・介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援します。
また、質の高いケアマネジメントの推進に向け、利用者及びご家族に対して次の内容の説明をいたします。

ア) 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた選定理由を求めることが可能であること。

- イ) 前 6 ヶ月間に作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合。
- ウ) 前 6 ヶ月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与ごとの回数のうち、同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）。
- ※上記イ) 及びウ) については別添資料をもって説明いたします。

5. 職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	要介護認定申請代行、ケアプラン作成等	常勤（兼務） 1 名
介護支援専門員	要介護認定申請代行、ケアプラン作成等	常勤 3 名

※ 管理者は介護支援専門員と兼務

※ 介護支援専門員の内 1 名は管理者と兼務

6. 営業日およびご利用の予約

営 業 日	月曜日～金曜日 但し、祝祭日、8 月 1 日、8 月 15 日、12 月 30 日～1 月 5 日は休業日
営業時間	午前 9 時から午後 5 時
緊急連絡先	安寿ケアセンター 電話 0164-26-2221

7. 事業の実施地域

実施地域	深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町
------	-------------------

8. 利用料

利用料…要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。

☐ 居宅介護支援費

区分	取扱件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
I	4 5 件未満	10,860 円 / 月	14,110 円 / 月
II	4 5 件以上 6 0 件未満	5,440 円 / 月	7,040 円 / 月
III	6 0 件以上	3,260 円 / 月	4,220 円 / 月

* II と III について：4 5 件以上、又は 6 0 件以上の部分についての算定となります。

* 上記の居宅介護支援費は、厚生労働大臣が告示で定める利用料であり、これが改正された場合は、これらの利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面等でお知らせいたします。

* 一定の ICT（AI を含む）の活用や事務職員の配置を行った場合では上記取扱件数及び居宅介護支援費を変更する場合があります。

□【加算】以下の要件を満たす場合、上記の利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合、過去2ヵ月以上、居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合。	3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。(提供方法は問わない)	2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。(提供方法は問わない)	2,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員と面談を行い、必要な情報を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度) ・(Ⅰ)イ：情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている。 ・(Ⅰ)ロ：情報提供をカンファレンスにより1回受けている。 ・(Ⅱ)イ：情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている。 ・(Ⅱ)ロ：情報提供を2回受け、うち1回はカンファレンスによる。 ・(Ⅲ)：情報提供を3回以上受け、うち1回はカンファレンスによる。	・(Ⅰ)イ：4,500円 ・(Ⅰ)ロ：6,000円 ・(Ⅱ)イ：6,000円 ・(Ⅱ)ロ：7,500円 ・(Ⅲ)：9,000円
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合(利用者1人につき、一月に1回を限度)	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合	4,000円
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、常勤の介護支援専門員が3名以上配置しており、以上質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,190円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤の介護支援専門員が3名以上配置しており、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4,210円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤の介護支援専門員が2名以上配置しており、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	3,230円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤の介護支援専門員及び非常勤の介護支援専門員が各々1名配置しており、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合(非常勤の介護支援専門員は他事業所との兼務)	1,140円

特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得し、かつ、前々年度の３月から前年度の２月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を１５回以上算定していること。	1,250 円
---------------	---	---------

９．秘密の保持と個人情報の保護について

利用者、その家族に関する秘密の保持について	事業者はサービスを提供する上で知り得た、利用者、およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。 この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。 事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

１０．苦情等申立先・苦情処理

当施設ご利用相談室	窓口担当者：管理者 金 井 誠 ご利用時間：営業日 午前９時～午後５時 ご利用方法：電話 0164-26-2221 FAX 0164-26-2229 E-mail アドレス anju@henry-dunant.or.jp
苦情処理手順	・管理者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を確認します。 ・管理者が必要であると判断した場合は、介護支援専門員を含めて検討会議を行います。 ・検討後、翌日までには必ず具体的対応を行います。 (利用者への謝罪等) ・記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。
苦情があったサービス事業者に対する対応方針等	・管理者は、当該サービス事業者に対する事実の確認、連絡調整を行い、必要に応じて事業者に対する改善要請を行います。 ・必要に応じて、事業者の変更等の居宅サービス計画の変更等の対応を行います。 ・改善要請によって改善しない場合、利用者が行う国保連合会への苦情申し立てに関して必要な援助を行います。 ・当該サービス事業者が事業者等指定基準に違反している恐れがある場合は、道に連絡します。 ・当該サービス事業者に対する苦情等に関し、市町村等から調査、連絡調整等の要請があった時は、その趣旨に沿って対応します。

○行政機関その他苦情受付機関

深川市 市民福祉部 高齢者支援課 介護保険係	所在地 深川市２条１７番１７号 電 話 0164-26-2238
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南２条西１４丁目 電 話 011-231-5175

1 1. 高齢者虐待防止について

・利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

ア) 研修・委員会等を通じて、介護支援専門員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます
(虐待防止検討委員会の設置・指針整備・研修は年1回以上開催)

イ) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

ウ) 介護支援専門員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、介護支援専門員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

エ) 虐待防止に関する選任担当者を選定しています。

※虐待防止に関する選任担当者：管理者 金井 誠

1 2. 感染症対策について

・感染症の発生及び蔓延予防の為に、委員会の開催(年1回以上)、指針の整備等を行います。

1 3. 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅介護支援サービスを継続的に提供出来る体制を構築する為に、業務継続計画を策定し、必要なサービスの提供に努めます。

計画情報の開示に当たっては、管理者(金井 誠)までご連絡下さい。

1 4. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	・利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族及び市町村関係等に連絡を行うとともに、必要な措置を取ります。
損害賠償	・事故が発生した場合は、速やかに利用者に損害賠償を行います。ただし、当事業所に故意過失がない場合はこの限りではありません。

1 5. 契約の解除について

ご利用者様と当事業所における契約の終了及び解除につきまして、次のいずれかの事由が発生した場合は、居宅サービス提供(契約)は終了するものとします。

- ア) ご利用者様がお亡くなりになったとき。
- イ) ご利用者様からの解約の意思表示のもと2週間以上の予告期間が満了したとき。
- ウ) ご利用者様が介護保険施設へ入所した場合。
- エ) ご利用者様の要介護状態区分が、自立もしくは要支援と認定された場合。
- オ) 当事業所または介護支援専門員が正当な理由なく、介護保険法等の関係法令及び契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- カ) 当事業所または介護支援専門員が守秘義務に違反した場合。
- キ) 当事業所が破産等により、事業を継続する見通しが困難になった場合。
- ク) その他

①ご利用者様またはご家族様の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為等により、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、契約を解除させて頂くことがあります。

②以下の様な行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合には契約を解除いたします。

- ・暴力または乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物を向ける、手を払い除ける等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- ・個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等

（事業所）

居宅介護支援契約の締結にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 安寿ケアセンター

説明者氏名 _____

（利用者）

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

お名前 _____

電 話 _____ F A X _____

署名代行者

住 所 _____

お名前 _____

電 話 _____ F A X _____

本人との関係 _____

署名代行の理由 _____

《当事業所における個人情報保護に対する取り組み》

当事業所は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意をはらっております。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出下さい。

居宅介護支援情報の提供

- ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、職員に質問し、説明を受けて下さい。

居宅介護支援情報の開示

- ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、職員に開示をお申し出下さい。

個人情報の内容訂正・利用停止

- 個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- 当事業所が保有する個人情報（居宅介護支援情報等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出下さい。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

- 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- サービス提供のために利用する他、事業所運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による事業所評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は「個人情報の利用目的」をご覧ください。

ご希望の確認と変更

- 介護サービス利用予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者様ご本人宛に連絡する場合があります。ただし、事前に事業所までお申し出があった場合は、ご本人以外には連絡いたしません。
- 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。
- お申し出のないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。

相談窓口

- ご質問やご相談は、苦情相談または個人情報保護相談窓口をご利用下さい。

個人情報相談窓口 窓口担当者：管理者 金井 誠
ご利用時間：営業日 午前9時～午後5時
ご利用方法：電話 0164-26-2221

令和6年4月1日
安寿ケアセンター 管理者 金井 誠

個人情報利用目的

安寿ケアセンターでは、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者様への居宅介護支援サービスの提供に必要な利用目的】

＜居宅介護支援事業所内部での利用目的＞

- 当事業所が利用者様等に提供する居宅介護支援サービス
- 介護保険事務
- 利用者様への居宅介護支援サービスに係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者様の居宅介護支援サービスの向上

＜他の事業者等への情報提供を伴う利用目的＞

- 当事業所が利用者様等に提供する居宅介護支援サービスのうち
 - ・ 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ 居宅介護支援サービスに当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

＜当事業所の内部での利用に係る利用目的＞

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 居宅介護支援サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ・ 当事業所において行われる事例研究

＜他の事業者等への情報提供に係る利用目的＞

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関への情報提供
- 地域ケア会議での事例検討